

## サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

平成 31 年度（令和元年度）より、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）の養成に係る研修制度について、下記の通り見直しがされ、新体系による研修が開始されることとなりました。

### 【見直しの内容】

○一定期間毎に知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的にスキルアップを図ることができるよう、研修を基礎研修、実践研修、更新研修に分け、実践研修及び更新研修の受講に当たっては、一定の実務経験の要件（注）を設定。

※旧体系研修受講者は、令和 5 年度末までに更新研修の受講が必要

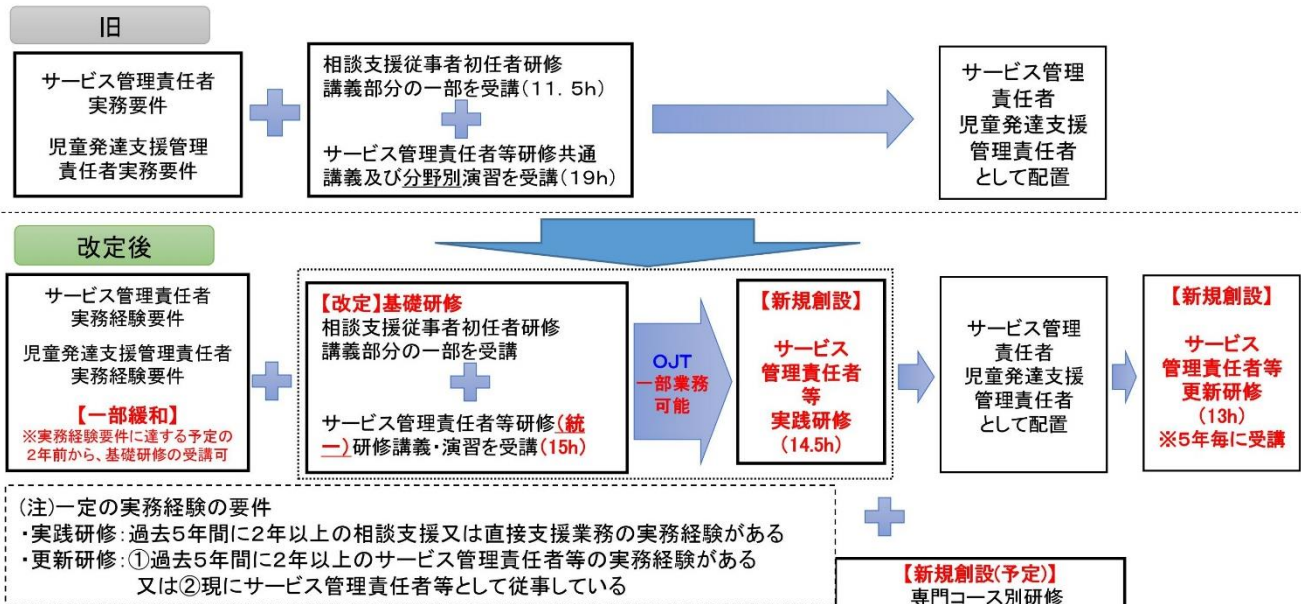
○分野を超えた連携を図るための共通基盤の構築等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムを統一し、共通で実施されます。

※共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完する予定

○このほか、直接支援業務による実務要件を 10 年⇒8 年に緩和するとともに、基礎研修修了時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しが行われました。

※新体系移行時に実務要件を満たす者等は、一定期間、基礎研修受講後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置。

### 【見直しイメージ】



【要件緩和事項】

旧	見直し後（令和元年度～）
① 実務経験の一部緩和	
○ 直接支援業務 10 年	○ 直接支援業務 8 年
○ 実務経験を満たして研修受講 ・ 相談支援業務 5 年 ・ 直接支援業務 10 年 ・ 有資格者による相談・直接支援 3 年	○ 基礎研修は実務要件が 2 年満たない段階から受講可 ・ 相談支援業務 5 年→3 年 ・ 直接支援業務 8 年→6 年 ・ 有資格者による相談・直接支援 3 年→1 年
② 配置時の取扱いの緩和	
○ 研修修了後にサービス管理責任者として配置可	○ 既にサービス管理責任者が 1 名配置されている場合は、基礎研修を修了者は、2 人目のサービス管理責任者として配置可
○ 個別支援計画原案はサービス管理責任者等のみ作成可	○ 実務経験が 2 年満たない基礎研修修了者も個別支援計画原案の作成可
③ 研修分野統合による緩和	
○ サービス管理責任者の各分野（介護、地域生活（身体）、地域生活（知的・精神）、就労）、児童発達管理責任者研修別に研修を実施 ・ 修了した分野のみ従事可	○ 全分野（児童発達支援管理責任者を含む）のカリキュラムを統一し、共通で実施 ・ 全分野のサービスに従事可 ・ 平成 30 年度までのサービス管理責任者研修の既受講者は、共通カリキュラムの修了者とみなす

【サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者として従事するための要件】

○サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者として配置されるためには、2つの要件を満たす必要があります。

（1）実務経験要件（配置に関する）

サービス管理責任者…別紙 1 - 1 参照

児童発達支援管理責任者…別紙 1 - 2 参照

（2）研修修了要件

1) 取得：基礎研修、実践研修を修了

2) 維持：実践研修修了の翌年度から 5 年間の間に 1 度更新研修を修了

※研修受講においても実務経験要件あり。

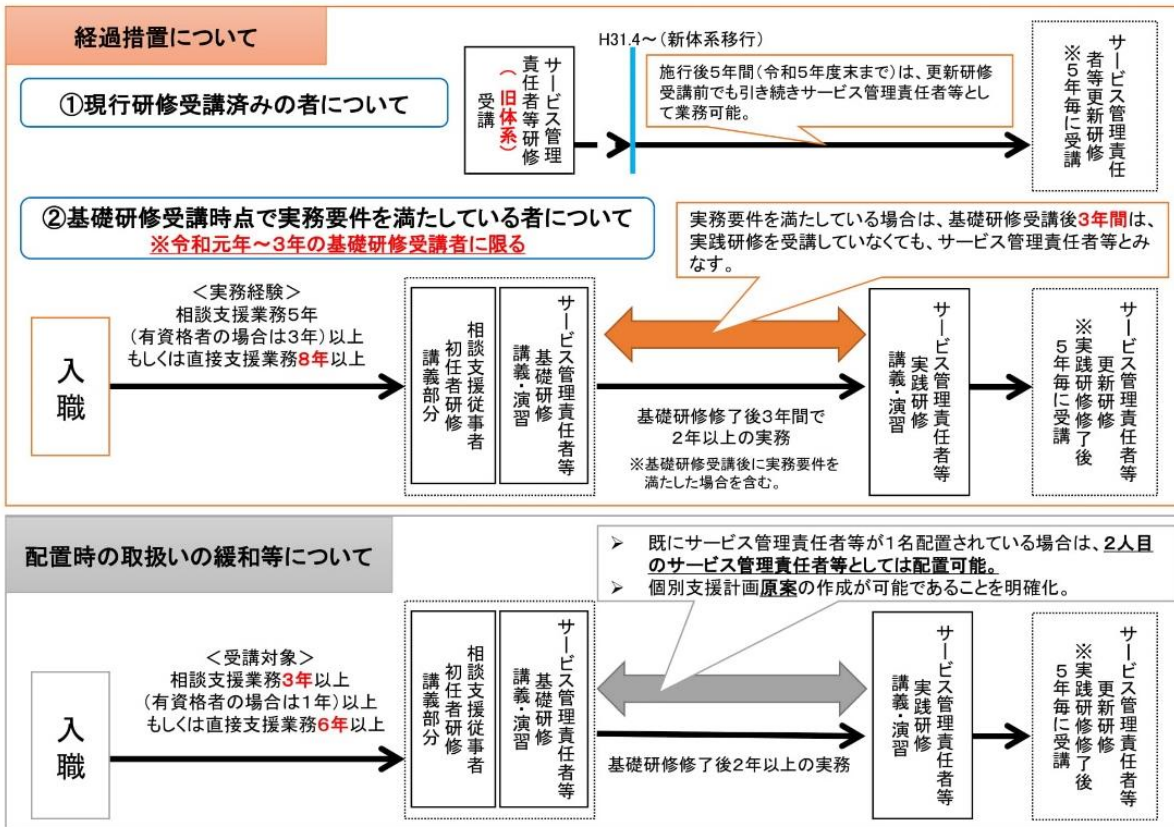
**研修の受講に関する実務経験要件**

1) 基礎研修：サービス管理責任者等としての実務経験要件を満たす 2 年前から受講可

2) 実践研修：基礎研修修了後 2 年以上、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者としての一定程度の業務経験

3) 更新研修：①過去 5 年間に 2 年以上のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者・相談支援専門員の業務経験又は②現にこれらの業務に従事していること。

【経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について】



(1) 経過措置 ※令和元年度~令和3年度の受講者に限る

○基礎研修受講日までにサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の実務要件を満たしている方

基礎研修修了後から3年間は、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者とみなされます。(基礎研修修了後から3年以内に実践研修を受講する必要あり。実践研修の受講には、本研修修了後3年間で2年以上の実務が必要)

○基礎研修受講日以降にサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の実務要件を満たす方

基礎研修修了後、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の実務経験を満たした時点でサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者とみなされます。期限は基礎研修修了後から3年間です。(基礎研修修了後から3年以内に実践研修を受講する必要あり。実践研修の受講には、本研修修了後3年間で2年以上の実務が必要)

(2) 配置時の取扱いの緩和

既に専従かつ常勤のサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者が配置されている事業所に限り、基礎研修修了者は個別支援計画原案の作成が可能(指定基準上の人員として配置されているとみなされます)